

第6章 まとめ

本章では、第2章から第5章を踏まえ、最高速度違反による交通事故対策について、現時点での当面の方向性をまとめるとともに、今後の課題についても記すこととする。

第1節 当面の最高速度違反による交通事故対策の方向性

1 最高速度違反による交通事故対策の必要性

第2章第1節のとおり、車両の規制速度超過での交通死亡事故は依然として高い割合を示している。また、規制速度 30km/h 以下から 50km/h 以下では、規制速度が高くなるにしたがって、死亡事故率が高くなるほか、同じ規制速度では、危険認知速度が高くなるにしたがって、死亡事故率が高くなる。

他方、第3章第1節のとおり、車両の走行速度の低下は、交通事故の低減効果や被害軽減効果が認められる。

このため、最高速度による交通事故を防止するためには、今後も車両の走行速度を低下させるための対策を推進する必要があると考えられる。

2 当面の最高速度違反による交通事故対策の推進

当面の最高速度違反による交通事故を防止するため、第5章に示した対策について、それぞれの対策を所掌する関係機関・団体が、地方公共団体等と連携しつつ推進することが必要である。

また、交通事故統計の分析結果では、次のような特徴がみられる。

- 年齢層別では 16～19 歳、20～24 歳及び 65 歳以上の運転者が多い。
- 職業別では、職業運転者のほか、建設業、製造業等が多い。
- 昼夜別・時間帯別では、夜間が多い。

これらの特徴に対処するため、運転者教育や交通安全教育、広報啓発活動を通じて、最高速度違反による交通事故の危険性について理解させることが必要と考えられる。

第2節 最高速度違反による交通事故対策の今後の課題

第1節に示した最高速度違反による交通事故対策を推進するほか、今後の課題としては、次のように考えられる。

1 交通事故統計の更なる分析

第2章第1節では、最高速度違反による交通事故統計の分析結果を示している。しかしながら、最高速度違反による交通事故の問題を深掘りするためには、例えば表1から表11について、各年の交通事故統計を調査し、推移としてまとめるなど更なる分析が必要である。

2 最高速度違反による交通事故対策のフォローアップと今後の対策の検討等

最高速度違反による交通事故を防止するとともに、その効果や問題点を把握するため、第1節の当面の対策の進捗状況について把握することが必要である。その上で、最高速度違反による交通事故を防止するための更なる対策の要否について検討する必要がある。

また、第1節の対策のうち、最高速度規制を遵守させるための対策として広く効果が見込まれるものとしては、第5章第4節で取り上げたISAが考えられる。ISAについては、我が国を始め諸外国において技術開発が進められているところであり、その技術開発の動向や諸外国における技術基準の調和の状況を把握し、導入の可否について検討することが必要である。

なお、その際、第4章第1節で示したとおり、我が国では、速度抑制装置や速度警報装置については肯定的な意見が寄せられているが、最高速度違反による交通事故の発生状況や問題点を踏まえて、改めて意識調査を行うことが望ましい。